

4章 街づくりの進め方

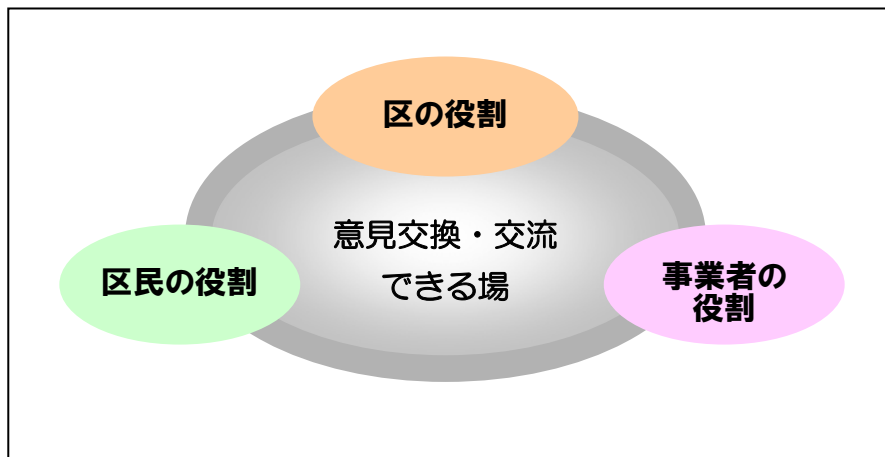
街づくりを効果的に進めるための仕組みを整えます。

街づくりを進めるために、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担い、連携、協力の下「意見交換をする場」を設けていきます。

今後、意見交換の場を発展させ、例えば、地域別の課題や、テーマ別に話し合いの場を設けるなどして、地域のルールづくりなどの街づくりを進めていくことができると考えています。

区は、そのような取り組みへ積極的に参加・支援を行い、区民・事業者と連携・協力し、「整備構想」の実現に向けた具体的な施策の策定、実施を行います。

なお「整備構想」策定後、平成 23 年度に「整備方針」として具体的な整備の方向性について検討を進め、平成 24 年度に「整備計画」をまとめていく予定です。



1 各主体の役割に応じた街づくり

整備構想を実現するためには、各種事業の実施と共に街づくりを実現するルール「規制と誘導」が必要になります。区民、事業者、区は、それぞれの役割に応じて、ルールに即した街づくりに取り組む必要があります。

(1) 区民の取り組み

①街づくりへの参加

地区の住民一人ひとりが街づくりを自らの問題として捉え、中目黒駅周辺地区の街づくりに主体的に参加することが重要です。

②身近な街づくりへの取り組み

生活者の視点から自分達の街の身近な問題・課題を見つめ直し、地域の個性や文化を大切にしたい街づくり活動に参加しながら、街づくりのルールを実現する住宅地の緑化や地域のコミュニティ活動などに取り組むことが大切です。

③街づくりの実践

街づくりを実践する際には、役割分担や連携のあり方を踏まえたうえで、街づくり組織に主体的に参画し、各既存組織や区と連携して、本地区の街づくりに取り組みます。

(2) 事業者の取り組み

①地区の将来像の尊重

事業者は、地域の個性を活かし文化の創出を目指した地域の将来像を尊重し、地域の個性と文化を大切にしたい街づくりに資する建築活動等を行うことが重要です。そのため、区民や行政とともに、地域の将来像について十分に話し合う機会・場をもつことが必要です。

②街づくりへの協力

事業者は、区民や行政との連携のもとに、地域の街づくりに積極的に協力することが重要です。統一された美しい街並みづくりや地域の活性化に向け、区民・区と連携した街づくりを行います。

(3) 区の取り組み

①街づくりへの支援

区は、地域の街づくりに関する情報の公開・提供に努め、街づくりの啓発・普及を進めます。また、主体的に取り組もうとしている区民や活動組織に対する支援を進め、街づくりに関わる様々な人たちが意見交換・交流できる場を設けます。

②住民参加の街づくりの推進

区民や事業者の取り組みに対する様々な支援や調整を行いながら、地域の文化の創出に寄与する事業など、行政が責任を持って取り組むべき事業を行います。なお、各種事業の各段階においては住民参加の街づくりを進めます。

③街づくり体制の充実

街づくりに係わる体制の拡充や街づくりの効果的な推進に向けた庁内や関係機関の連携強化を進めます。

2 地域コミュニティを活かした地域別、テーマ別の街づくり

地域の実態に即したより良い街づくりを進めるためには、地域コミュニティの維持・発展を図りながら、文化を大切にして地域の個性を活かしながら、地域別やテーマ別に街づくりを進める必要があります。

地域別やテーマ別の街づくりは、行政から提案する場合と、地域の発意による場合があります。

- 整備・改善が求められる地域については、区から地域へ改善提案し、地域の意見・要望を反映しながら、取り組みを進めていきます。
- 一方、地域の抱える課題について、自主的に改善しようとする地域については、区が適切に情報提供を行うとともに必要な支援を行っていきます。